

第 10 回津地区合併協議会（法定）

会議録要旨

日 時 平成 15 年 9 月 25 日（木）午後 6 時 00 分～7 時 30 分
場 所 津市役所 8 階 大会議室
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

皆さん、こんばんは。今、外随分雨でうるさそうでございますけれども、また、こんな時間にお寄りいただきまして、ありがとうございます。もう、第 10 回と、こんなふうになってまいりました。9 月もそれぞれ皆さん方、議会でございますし、また、美里さんは村会の選挙もございまして、非常にあわただしく 10 月になってまいります。11 月になりますと、おそらく衆議院の選挙ということでございましょうし、それから我々にとっては、地方制度調査会の方針によりますところの地方自治法、それから合併特例法の改正というものも形になって出てまいると思います。そういたしますと、だいたいこれで形というのか、出てくるわけでありまして、もう法律がどうの、制度がどうのと、言っておる訳にはまいりませぬ、我々自身の問題になっていくのではないかなと、こんなあわただしさを感じます。今日も新聞に住民投票の特集を組んでらっしゃるところがありましたけれども、いろいろ拝見していても、県内の市町村、やっぱりそれぞれだなという気がいたします。しかし、私かねがね申し上げていますが、やはり選挙を受けて選ばれた者が、やはりここは一番責任を持ってきちんと物事を考えていかなきゃなんと思えます。いろいろと具体的なお相談に入っておりますので、非常に財政状況等、厳しい中でご判断をいただかなきゃなんことは大変だと思えますけれども、是非いいリーダーシップを発揮していただきまして、この協議会といいますか、協議会だけじゃなくて、それぞれ皆さんの団体の中でのお気持ちがあうまくまとまっていますようにお願いを申し上げたいと、こんなふうに思います。さて、今日でありますけれども、今日は報告が 12 件、ちょっと多うございますが。それと、前回提案をさせていただいて、協議をお願いいたしますのが 2 件。それと今原案をお示しして、それぞれ議会でもご議論いただいたと思えますけれども、新市のまちづくり計画に対しまして、改めてご意見を伺えばと、また、事務方それを心得まして内容を検討し、かつ訂正してお目にかけていくと、こういう順序でございますので、どうぞよろしくをお願いをいたしたいと思えます。それでは、ご挨拶はこの程度にいたしまして、どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。会議次第 3 に入ります前に協議会規約第 9 条第 2 項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、恐れ入りますが会長、議長席まで移動をお願いいたします。なお、本日渡邊委員と木下委員の両名から、ご欠席という連絡がありましたので、ご報告いたします。会長、よろしくをお願いいたします。

会 長 失礼いたします。それでは、津地区合併協議会規約の第 9 条第 2 項の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。議事運営には格別のご協力をお願いを申し上げます。今日の会議には委員 23 人のご出席で、津地区合併協議会規約第 9

条の規定を満たしておりますので、会議が成立しておりますことをご報告を申し上げます。ちなみに渡邊さんと木下さんがご欠席でございます。それでは、今日の会議録の署名を、お願いをいたしたいと思います。私からお願いいたします。一志町長の前山委員さん、お願いをいたします。それから、津の議長さんの田村委員さん、お願いいたします。それから3号委員から渡邊委員さんということになっておりますが、ご欠席でございますから、それじゃ織田さん、お願いをいたします。お三方よろしくお願いをいたします。それでは、早速ですが、本日の議事にはいります。まず、報告事項につきまして、事務局からご説明を申し上げます。報告第20号からです。

3 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第20号 都市計画部会都市計画分科会の事務事業調整方針について資料に基づき事務局長から報告

会 長 報告20号、都市計画の事務手続きでありますけれども、説明は以上のとおりです。何かご質問ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。20号につきまして、説明をいたしました内容でご承認をいただけますでしょうか。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、報告20号都市計画部会の都市計画分科会の事務事業調整方針につきましては、原案どおりといたします。それでは、続きまして、21号が開発指導分科会の項目であります、説明をいたします。

- ・報告第21号 都市計画部会開発指導分科会の事務事業調整方針について資料に基づき事務局長から報告

会 長 21号について説明を申し上げました。これにつきまして、ご質疑等ございましたら、お願いを申し上げます。よろしゅうございますか。特にご異議がないようでしたら、この事務事業調整方針につきましては原案どおり承認といたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、次22号に移らさせていただきます。説明をいたします。

- ・報告第22号 都市計画部会都市整備分科会の事務事業調整方針について資料に基づき事務局長から報告

会 長 ただいまご説明を申し上げました22号については、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。
(異議なし)

会 長 それでは原案どおり承認といたしまして次に移ります。次は23号です。

- ・報告第23号 都市計画部会港湾海上アクセス・海岸分科会の事務事業調整方針について資料に基づき事務局長から報告

会 長 ご説明いたしました内容は、海岸持っている所、河芸町さんと香良洲町さんと津市ということやね。よろしゅうございましょうか。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、次 24 号が公園緑地分科会です。お願いします。

- ・報告第 24 号 都市計画部会公園緑地分科会の事務事業調整方針について
資料に基づき事務局長から報告

会 長 ただいま公園緑地分科会の内容をご説明を申し上げました。いかがでございましょうか。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、特にご異議がないようでございますので、原案どおり承認といたしまして、報告第 25 号に移ります。どうぞ。

- ・報告第 25 号 都市計画部会建築指導分科会の事務事業調整方針について
資料に基づき事務局長から報告

会 長 ただいまご説明を申し上げましたが、この内容は随分と多岐にわたっておりまして、特に建築基準法に基づくところの確認等は、市町村の皆さん方は特定行政庁であります建設部、津の建設部が行っていることを、津の例ということになってまいりますと、市が独自でやる、こういうことになってまいります。それぞれ、分科会でご確認をいただきましたので、そういう格好に移行して、市としての業務になってまいりますので、どうぞ、よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。
(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、報告 25 号につきまして、ご承知いただいたとして、次に移ります。次は 26 号でございます。それでは、ご説明をお願いします。

- ・報告第 26 号 建設部会幹線道路調整分科会の事務事業調整方針について
資料に基づき事務局長から報告

会 長 ただいま、ご説明を申し上げましたのが、幹線道路等にかかるところの調整でございます。26 号に何かご質問等ございましたら、お願ひをいたします。よろしゅうございましょうか。はい、どうぞ。

前山委員 すいません。内容をわからずに申し上げておりますので、ご了解をいただきたい。といいますのは、少し事前にこれを見ておりませんので、あれなのですが。新市移行後に速やかに調整するというところでございますが、我々の段階でも、もう少しこういった、なんといいますか、基本になるような問題は協議をしていく必要があるのではなからうかと、こんな感じがいたしまして、手をあげました。以上でございます。

会 長 1 番ですか。すべて。3 番は各種協議会に参加するやらせんやらになっていきますから、そんなのではないでしょうね、ご意見は。1 番の整備計画についてですか。それでは、分科会でいろいろと調整された内容を、少し前山町長さんに説明してください。部長さん。

建設部会 津市の横山でございます。よろしくお願ひします。先ほど、一志町長さんからのご質問でございますが。事務局からのご説明にもございましたように、今後市町村を結

ぶいろいろな幹線もあろうかと思えます。これにつきましては、先ほど、事務局の説明もありましたが、新市建設計画と非常に整合性を取っていかねばならんということで、その中で優先順位等の関係もございまして、そこで調整をしていって、速やかに決めていきたいと、このように考えていますので、よろしく願います。

会 長 前山さん、今の説明でいかがですか。

前山委員 管内の主要道路というものを、どういうふうに新市に向かって、あるいは新市が誕生してから、整備計画をやっていくのかということが、この文章だけでは、わからない訳で。また、あるいは特例法に基づきます問題もこの中に投入されていく可能性も大きいかと。というふうに解釈いたすならば、概略でもともかく、新市における一体感のある道路をどういうふうに構築していくかというのを、私どもも承知したいと。これでもう分かりましたという訳には、今、ちょっといかないのかなという感覚で手をあげた訳であります。

会 長 あの、本多さんいらしていただいているけれども。国道、県道は今県が10カ年戦略の概要をまとめつつありますが、それが一志町分は多分ご覧になっていると思いますが、ご自分のところは。それで、ご納得をいきませんでしたか。

前山委員 あれ、10月1日にくることになっているのです。

会 長 くることになっていますけども、だいたい中は勉強なさって、ご承知でしょう。まだ、全然お知りにならないということはないと思うのだが、いかがでしょうか。僕は、一志町の分を見ましたけどもね。あの、本多さん、何かちょっと、その県の10カ年戦略というか計画について、こういうものですよとご説明していただければ。

本多委員 県の方で従来道路整備に10カ年戦略をたてて、それに基づいて整備さしていただいていた訳ですが、今度新道路整備戦略ということで、スパンが少し10年に延びて考えているということで、現在検討さしていただいています、その期間内に該当する道路について、どういった整備方針で臨むのかということに記載するということになっておりまして、現在検討中でございますが、近藤市長、おっしゃったように各市町村長にあらかじめ、ご意見を伺おうということで、お話はさしていただいていると思えますけども。それを集約さしていただいて、近いうちに公表さしていただくということになると思いますので、それを見ていただければ、だいたいここが上がっている項目の位置付けが、ほぼお分かりいただけるのかなというふうに思っております。

会 長 前山さん、新聞なんかでご覧になっていると思うけれども、合併促進というやつのが1割ぐらいいざりされておる。それが建設計画なんかと一緒に、まだほとんど、これをこうというふうにはなっていない。建設計画なんかを基にして、そこは、また、県でどういうふうにしていこうかということになってくると思えますね。だから、今の段階では、この分科会で国、県道の大きなところの概要を決めていくということは、ちょっと無理かな。多分そういう意味で速やかに調整すると書いてあると思うのですけれども。横山さん、それでいいのかな。

建設部会 結構でございます。

会 長 と申しておりますが、ご了解をいただければ、ありがたい。

前山委員 先ほどの、議長の言われることについては分かっております。はい。そういったあまりにもスピードが速いもので頭がついていかない。こういうことですね。

会 長 どうも恐縮です。もっとう、きちんと皆さんにお諮りしていけば、いいのでしょうけども。なにぶん、分科会のほうにかなりの部分、議論任してございますので、委員さんにはその意が届かないところは、私からもお詫びしたいと思います。よろしゅうございませうか。

(異議なし)

会 長 はい、それでは、26号、今のやり取りがあった上での、ご承知ということにさしていただきたいと思えます。それでは、27号です。願います。

- ・報告第 27 号 建設部会道路建設分科会の事務事業調整方針について
資料に基づき事務局長から報告

会 長 今の調整内容表をご覧になっていただきまして、お分かりのように、例えば 8 番の受益者負担、それぞれの団体での取扱いの異なるものにつきましては、ただ今申し上げましたように協議会の協議項目ということで、後にしておりますので、少しご議論をいただくのに欠けているかもわかりませんが、ご説明を申し上げました部分につきましては、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。
(異議なし)

会 長 はい。それではご承知をいただいたこととして、次に移らささせていただきます。それから、ちょっと参考に今パスしたのは、いつ頃まとまってくるの。

事務局長 今日提案させていただきます。

会 長 そう。失礼いたしました。それでは、次 28 号をお願いいたします。

- ・報告第 28 号 建設部会道路維持分科会の事務事業調整方針について
資料に基づき事務局長から報告

会 長 ただ今ご説明を申し上げましたのは、特に住民の方の、身の回りで起きてまいります道路の維持修繕とか、そういったやり方でありませうけども。なにせ、それぞれのやり方でやってまいっていらっしゃると思いますけれども、随分と管内が広くなりますので、そのやり方をどうしていくか。合併後メンバーが揃ったところで、ひとついい方法をとっていきこう。その間は今のやり方を継続して、そして住民の皆さん方にご不自由のないようにしていこうと、こういうこととございませう。いかがでございましょうか。

(異議なし)

会 長 よろしゅうございませうか。それでは、28 号ご承認をいただいたものといたしまして、次に移らささせていただきます。29 号です。

- ・報告第 29 号 建設部会道路調査分科会の事務事業調整方針について
資料に基づき事務局長から報告

会 長 29 号を説明を申し上げました。ご質問がありましたら、お願いをいたします。ひとつ、例で勉強してみませうか。放置車輛は河芸町の例というのは、どういう特徴がある。すいません。

建設部会 現在、放置車輛につきましては、三重県条例と、河芸町さんが三重県の条例に参考といたら失礼ですけども、条例を作ってみませう。内容といたしましては、一般的に放置車輛があった場合、自分たちが見に行き、持ち主が分からないとか、また、ナンバーなんかもちろん分からないものにつきましては、警察当局にもお願いして、それでまだ 1 カ月ぐらい現地に張り紙なんかをして、その後は業務委託で民間の業者をお願いをして撤去する。こういう内容が河芸町さんの中にも条例で定めてもらっておりますので、それらを参考にして、新市の時には条例は新しく作っていききたいと、このように思っております。以上でございます。

会 長 急でしたけれども、ひとつ、実例で皆さんに説明をし、こういう格好でいろんな町村のやっているところの実態から、新市として、これはいいという方向のものを選んで調整している内容を説明いたしました。いかがでございましょうか。よろしゅうご

ざいますか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、29号ご承認をいただいたとして、次にまいります。次は30号です。

- ・報告第30号 建設部会公営住宅分科会の事務事業調整方針について
資料に基づき事務局長から報告

会 長 いかがでございましょうか。公営住宅の関係の諸事務について、ご覧をいただきました。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 はい、それでは、30号、ご承認をいただいたものといいたします。次に、31号につきまして、ご説明を申し上げます。

- ・報告第31号 建設部会建築分科会の事務事業調整方針について
資料に基づき事務局長から報告

会 長 ご報告申し上げる最後の事項でございますが、いかがでございましょうか。特に、ご質問、ご異議がございませんでしたら、ご承認いただいたものとして報告事項を終わりますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、以上で、分科会がまとめてまいりました報告事項の報告を終わらせていただきます。それでは、次に、本日の協議事項に入らせていただきます。

- ・協議第21号 各種事務事業の取扱いについて
学校教育関係(その3)

会 長 最初は協議第21号、各種事務事業の取扱いについて学校教育関係その3でございます。これは、前回の協議会でご説明をいたしました。その内容は公立学校施設の大規模改造事業と、それから耐震補強事業の2項目です。調整の内容でございますが、新たに制度を制定する。合併と同時。という調整内容になっております。具体的には、新市におきます公立学校の施設整備方針に基づきまして、整備計画を作り、そして順次実施をしていく。こういうことになるのでありますが。特に説明は、あったら、してください。どうぞ。

教育文化部会 失礼いたします。教育分科部会長の谷でございます。よろしく願いいたします。実はこの項目につきましては、当初協議会協議項目になってございませんでした。実は耐震診断といいますが、この裏面に実施されております状況を載せさせていただいております。それで、耐震診断がまだ済んでいないところがございまして、この耐震診断を平成16年度のできるだけ早い時期にすべて終わっていただきまして、順次その整備方式の中に入れていきたいということで予算を伴いますことから、幹事会をお願いをいたしまして、協議会協議項目にさせていただいた経過がございますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。以上でございます。

会 長 16年。

教育文化部会 はい、16年まででございます。裏面に書いてございますように、今年度で既に実施していただいている所もございまして、後残っておりますのが、校数の次に内耐震対

象校数というのがございます。その右に、内耐震診断完了校数というのがございまして、この差が実際にまだ耐震診断を行っていただいていない市町村でございますので、この差のある所で、今年度実施をして、予定がない市町村につきましては、16年度で是非お願いしたい。このように思っております。以上でございます。

会 長 中学校はみんな終わっているわけですね。

教育文化部会 そうでございます。

会 長 小学校は、津市、久居、河芸、芸濃、安濃と若干残っているわけですね。

教育文化部会 わけですけども、安濃町さんとかは15年度で実施をしていただくような計画が、一番右の備考欄にございますので、実際には久居市さんと河芸町さんと芸濃町さんが残ろうかと思っています。

会 長 なるほど。それは幹事会では、どんなことになっています。それぞれ幹事さん、分かったということになっているのですか。えっ、いや、お願いじゃなくて、出ていらっしやった幹事さんがやりますということ。すいません。ちょっと様子を。

高橋幹事長 耐震診断につきましては、16年度に予算を各市町村の方でお願いしたいということで、それにつきましては、各幹事さんの方でご了承をいただいております。

会 長 久居市さんと河芸町さん、これはまあ、耐震診断、済みになりますね。ありがとうございます。それじゃ、かっこ耐震診断は全部揃うということで、そして冒頭の内容、それから調整ということになってまいります。何かそれ以上に質問等ございましたら、お願いいたします。どうぞ、横山さん。

横山委員 芸濃町の場合、中学校、耐震としてほとんど耐用度として、いけないみたいですね。

会 長 中学校。

横山委員 中学校。この1/2を見ていただいて、芸濃町のところ、ございますね。その次に1の1をめぐっていただいて、今新築ということを検討しておりますので、国の方に申請しておりますので、その辺ちょっと、ご納得だけ。あつかましいお願いですけど。

会 長 ちょっと、一個一個の中に入りますと、またそれぞれの議論がありますので。今のご相談は耐震診断を全部済ましていただくということの確認をさせていただいて、それから順次ということになるわけやな。耐震診断内容次第ということになるわけやな。

事務局長 それ次第で整備方針を作っていくたいと。こう思っております。

会 長 ということで、まだ、もうひとつ中には踏み込んだ調整にはなっておりませんが、現状ではそういうことで。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。あ、どうぞ。

豊田委員 ちょっと、事務局の方へお願いをしたいのでございますが。9、10、共通する問題でございますけれども。まず、この一志町なんかの場合、具体的内容が入っていないということもございまして、津市さんの例に並びますならば、こういう形で年次的な計画がもし、ここら辺で分かるのであれば、私どもこの協議する中で大変やりやすいのじゃないかと、というような意見が出ましたので、ちょっとここでお願いをしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

会 長 豊田さん、恐れ入ります。もう、ちょっと具体的に。

豊田委員 あの、一志町なんかは具体的な内容がここに入っていないわけですし、事務的な段階でこういう津市の例なんかでありますと、何年に何月、何年に改造するという計画がございまして。やっぱり、一志町もこういうこともございますけども、こういうところ、入れていただかな、入れていただきますと、私どもの協議する中で非常に分かりやすいということでございます。

会 長 はい、谷さん。

教育文化部会 失礼します。この、それぞれの事業の内容につきましては、それぞれ分科会に参加をしていただいております各委員さん、それから部会の委員で整理をしまいった訳でございますので、今からでも、これ直そうと思ったらいくらでも直せますので、また言っていただいたらと思っております。ただ、最終的には今日、方向性をご承認いただきました

ら、具体的に各市町村の今持っている整備の方針というものを、すべて出し合っていた
だきまして、耐震診断と合わせて優先順位を決めて整備方針を、新市の整備方針を作っ
ていきたいというふうに思っておりますので、ご了解をお願いいたします。以上でござ
います。

会 長 それでは、ご説明を聞いていただきますと、これからはどうなのといった感がいた
しますけども。今日の段階はまずワンステップ、耐震診断を揃えて、第一段階でとい
うことで、ご承認をお願いしたいと思います。よろしゅうございましょうか。
(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、続きまして協議の 22 号、各種事務事業の
取扱いについて生涯学習関係ですが、ご説明を申し上げます。

・協議第 22 号 各種事務事業の取扱いについて
生涯学習関係(その 2)
資料に基づき事務局長から説明

会 長 はい、お聞きのとおりであります。集会所、今それぞれ 20 の施設を持っておりま
すが、現行どおり続けていこう。こういうご提案を申し上げました。いかがでござい
ましょうか。よろしゅうございましょうか。はい、どうぞ。天花寺さん。

天花寺委員 22 号につきましては、教育集会所運営につきましては白山町議会としては、調整内容
については、案どおりで承認いたしましたけれども、今後人的配置、教員の構造内容
等細かい整備調整につきましては、活動が狭められることのないようにという意見が
ありましたので、申し上げたいと思います。それから、区分 20 の同和教育研究補助と
して白山町は調整内容どおりで確認いたしましたけれども、支援内容については少な
くとも現行の水準を維持してほしいという要望がありましたので、このことをお伝え
したいと思います。

会 長 はい。かしこまりました。何れも今、白山町さんがやってらっしゃるレベルを落と
すなということですね。ご意見を承った以外に、いかがでございましょうか。よろし
ゅうございましょうか。はい、どうぞ。

豊田委員 この 20 番の新たに制度を制定するということがございますが、将来連合組織と支援
してっていくということがございますけども。9 市町村にございます現在の同和教育
研究会は支部組織というような形になるのでしょうか。そこら辺ちょっとお教え願
いたいのですが。

会 長 それじゃ、お願いします。どうぞ。

教育文化部会 失礼いたします。考え方としましては、そういう体系を取っていきたいと思っ
ております。ただ、組織がそれぞれの市町村によりまして、構成メンバーが若干かわって
おります。ここを整理しながら地域の活動を支援していきたい。こんなふうに思っ
ておりますので、よろしくをお願いいたします。

会 長 よろしゅうございましょうか。それでは、いかがでございましょうか。協議 22 号につ
きまして、よろしければご承認をいただいたこととして、次に移りたいと思っ
ますが。よろしゅうございましょうか。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、協議事項は以上やね。協議事項は以上のとおり
でございます。ありがとうございました。

4 新市まちづくり計画（原案）について

会 長 それでは、今から会議次第の4、新市のまちづくり計画についてを議題とさせていただきます。このことについては、私どもの方の議題でもいろいろ活発なご意見をいただいたのでありますが、皆さんのところでも、そうであったと思います。また、これで完結という訳ではございませんが、皆さんのいろんなご議論の中で、これからのまちづくりの計画の成案を作っていきますために、是非こういう意見をというふうにお伺いしたいこともございますし、また皆さんも発表なさっておきたいというふうにお考えと思いますので、このことに入らさせていただきます。それでは、もう、どうぞ、どなたからでも、ご自由に。お願いをいたします。はい、どうぞ。安濃町長さん。

海野委員 新市のまちづくり計画につきまして、ある程度我々も検証させていただきまして、議会の皆さん方のご意見も頂戴いたしました。要約いたしまして申し上げますと、直接この計画に記載はされておりませんが、財政計画をこれは是非お願いしたいということ、しかもこれは10年ということになっておりますが、20年、いわゆる10年を区切りにして、もう10年。20年ぐらい何とかならんかと、こういうことを是非お願いをしたいと思います。それから、まちづくり計画につきましては、全体の中でこれから主な事業がいろいろ検討される訳でございますけれども、その場合に、それぞれの市町村の総合計画、例えば先程、ある側面からの都市マスタープランは指示されましたけれども、今持っている都市マスタープランを是非反映をしていただきたいということ。それからもう一点、これはその新市計画の中の3ページには記述がされておりますけれども、ハード面ばかりではなくて、これからは、やはりソフトですね。その辺のところもしっかりと合わせて、計画に取り組んでいただきたい。こんなふうに思いますので、よろしくお取り上げをいただきたいと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。いかがでございますでしょうか。はい、結城さん。
結城委員 前にも申し上げておいて、重複するかも分かりませんが、お許しをいただきたいと思っております。19ページのゾーン図なのですけども。このまちづくりの中で図が入っておりますのは、このページともう一箇所でございます。パッと見た感じの中で、特に保養・レクリエーション拠点、あみは里山・山間自然環境ゾーンの所がいかに白地である訳ですので、当然これ完成品はカラーでされるか、その辺は別としまして、その中で特に、域内連携軸という形で、一本線で引かれているのですけども、これはやっぱり将来に向けても、是非必要な幹線的な道路でございますので、是非ともこれを明確に更にしていただきたいと、そのようにお願いを申し上げたいと思います。それから、もう1点は、それぞれの今市町村が重点施策を、それぞれおやりになっておる、私の方もやっておる訳ですけども、合併をいたしましたら、それが地域の特性と、特色と、私はなると。一律に同じものをとということよりも、そのことが重要なことだと思っております。その辺をやっぱり一番大事にしていくべきだと。合併後におきまして、1箇所だけ整合が伴わない。そういう意見やなしに、それこそ特性や、そのように考える訳でございます。そういう中でまだ、これから期限内にお願いをする部分、そういう意味も含めてお願いする部分があると思っておりますので、その折にはよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。どうぞ、天花寺さん。
天花寺委員 すいません。この前もひとこと言わせていただきましたが。今安濃町の町長さんおっしゃいましたように、都市計画については10年単位では、サイクルが短すぎないか、少なくとも20年、30年先を見ておかないと、私ども棺桶に入っておらんかも知れませんが。そのぐらいは見ておかないといかんのかと違うだろうか。それから、人口増加で、29万を目指すためには、あまりにも3次産業にウエイトが高すぎる。少なくとも2次産業において、もう少し、これ見ていると、10年、17年、20年、26年、ほとんど同じ比率で人口が上がっているのですけども、これが3次産業のパーセンテ

ージになってこないと、おそらく29万にはならんのではないか。その辺から見てみますと、今美杉さんから指摘がありましたように、道路網なり、いろんなものを考えながら、やっぱり、2次産業に就くということは、交通の問題が、輸送路の問題が絡んできますから、その辺も考えながら、20年、30年先を見てやっぱり、計画してもらえないかんと違うだろうか。10年では、ちょっと、いかんせん短いと。というふうに思うのですが。以上ですが。

会 長 はい、どうぞ、河芸町長さん。

長谷川委員 河芸町ですけど。以前問題になっていました、大きな課題となっていました、海岸、香良洲から津市、河芸町、鈴鹿市ですな。鈴津道路。これですけども、今は中勢バイパスを重点に考えて、これも基本的にやっていかなきゃならんけれども、それに皆いって、今もう静まっておるといふ現状ですが、都市計画の中で、海岸線、23号線は限界を超えておりますので、それで、中勢バイパスを勿論ですけど、それと平行して鈴津道路ですな、観光もあるし、活性化海岸サイドの。これをなんとしても鈴津道路を早くやっていかなきゃならんということで、先日も県民局さんをお願いしておたんですけど、県民局長さんからの、いろいろ県も国も力入れているので、特に近藤市長さんが中心になって、これを早くやるようにしてもらえるようにできませんかいな。こういう計画の中で具体的に。これは本当に海岸、我々の願いですな、河芸町の。こういう意味では是非とも、この件について、県民局長さんと市長さんの見解をお聞きしたいと思いますのやけど。

会 長 あの、いや、この場で皆さん寄ってらっしゃる所で、津市と河芸町の大事の、重要プロジェクトの部分だけ、あれこれと申し上げることも、控えたいと思えますけれども。県民局長さんもいらっしゃいますけれども、県の計画の中でしっかりと位置付けてもらうようにしていますから、どうぞ、暫く頑張らさしてください、このくらいで。まだ、県も調整中ですので、県民局長も任しといてとは、なかなかおっしゃりにくいと思えますが、局長の顔見てご判断ください。それでは、他いかがでございましょうか。あ、どうぞ。

水谷委員 河芸町でございしますが、全般的にこの新市のまちづくりを通じて、非常に住民の皆さんの貴重な意見あるいは議会の中でも言われておりますことは、本当にどの部分を取ってみても、住民のサービスの面について、やや寂しい思いがするのだと。それより目につくのは大型の公共事業の方へ、これは新市のおおよその当然整備という点から見ていくと、ややその辺に偏り方な文章になっていると。というような感じが非常に抱いておるのですね。だから、場合によっては福祉とか、そんなものが切り捨てにされるような傾向にあるんじゃないかということをお非常に心配をしておる。だから、新市のまちづくりの中で、これから先、そういう部分について、どこでどのような調整をしていかれるのか、その辺ちょっとお考えがあったら、お教えしていただきたいなということをお願いします。

会 長 今のご意見は大事のご意見ですので、また提案をしていく過程によく心得てさしていただきたいと思えます。いかがでございましょうか。どうぞ、田村議長さん。

田村委員 ハードの部分につきましては、各市町村の方々からのご意見を拝聴させていただいておりましたし、また財政計画、県の事業計画等は、後日提案されてくるかな。それを見させていただきたいなと思っておりますけども、10の市町村が合併して1つの市を作っていくという観点から住民基本条例、名前はいろいろあるのですけども、そういった条例を1つ作って、その中で今おっしゃってみえた福祉の分野を作ろうかという部分も含めて、基本的な条例を策定して、それで枝葉を付けて、各条例を生かしていただきたい。このような思いを持っておりますし、そのことによって行政と住民の方々と、また議会とのそれぞれの役割分担を明確にして自分の責任を明らかにして新市をどうしよう。こんな議論を是非していきたいと思っておりますので、今たちまち新市がするようにというのは無理な話ですので、この記述の中に基本条例を作

る方向性を是非記述していただけたら、ありがたいな。このように考えております。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。住民基本条例という考え方については、それぞれ皆さんの議会の中でも、いろいろご所見があたりだろうと思います。私も今、田村議長さんがおっしゃった事柄については、うちの議会の中でも充分議論がありましたし、それはやっぱり、これだけの形で新市をしっかりとスタートさして行こうと思えば、そういう形のそれぞれの心構えというのものいるのかな。ちょっと会長として余分なことも申し上げたか分かりませんが、また充分ご検討をいただきまして、皆さんのご所見もお伺いしたい。こんなふうに思います。どうぞ、よろしく願いをいたします。いかがでございましょうか。このことについては、いろいろとお伺いする機会もあると思いますので。今度 10 月 23 日が 12 回協議会の予定でございますが、そこで、まちづくり計画の修正原案という形で、お示しできたらな。その時には海野町長さんがおっしゃっていただいたような、財政計画なんかも検討する。それから、まだ空欄になっておりました具体的事業の内容というところがございましたけれども。その辺もなるべく入れて、こういう形でどうだろうかというたたき台をお示しをさせていただきたいと思えます。はい、どうぞ。

事務局次長 前回に引き続き、たくさん意見をいただきましたもので、今、8月20日に調整をさせていただきましたこの案につきましても、懇話会更に今、現在各市町村を回りまして意見交換会をさせていただいております。そういった住民の方のご意見を出来る限り反映をさせていただくという形で、今、近藤会長さんおっしゃっていただきましたような形で、また事務局でご意見をまとめまして、改定修正したものをご提案をさせていただく。そのような考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

会 長 ただ今、辻さんからご説明をしていただきました。なるべく23日までに皆さんのご議論に堪えうるような原案を考えたいと思えますので、その節はよろしく願いいたします。以上でございます。それでは、次に次回協議会の日程についてと、それから、次回の協議会で協議をしていただく事柄につきましても、少しご説明をさせていただいて、今日はお開きにさせていただきたいと思えます。それでは、どうぞ。

5 次回協議会（第11回）について

事務局次長から次回の協議会について報告

日 時 平成 15 年 10 月 9 日（木）午後 1 時

場 所 津センターパレス 5 階 津市センターパレスホール

協議予定事項

協議第 23 号 町、字の区域及び名称の取扱いについて

協議第 24 号 慣行の取扱いについて（その 1）

（市町村章、市町村民歌、市町村民憲章、市町村の木・花・鳥）

協議第 25 号 各種事務事業の取扱いについて

農林水産関係（その 1）

協議第 26 号 各種事務事業の取扱いについて

商工・観光関係（その 1）

協議第 27 号 各種事務事業の取扱いについて

都市計画関係

協議第 28 号 各種事務事業の取扱いについて

建設関係（その 2）

協議第 29 号 各種事務事業の取扱いについて

学校教育関係（その 4）

会 長 ただ今の、次の会議でそれぞれご協議をいただきます内容を、ご説明を申し上げます

した。短い説明の中にもお聞き取りをいただいたと思いますけれども。開発負担金を廃止するとか、道路の新設改良の受益者負担金を無くする方向でいこうやないかとか、こういう大事のご提案も申し上げております。そういう換金をいただいているところ、いただいていないところ、いろいろあるのですが、いただいているところもそれなりの存在理由がありますし、いただいてないところもあった。それから、またただかないとなると、財源ということに響いてまいる、いろんなございましての上でのひとつの考え方を、ご提案を申し上げます。何故こういうような形をご提案申し上げたかということは、それぞれ専門部会で、いろいろとご議論もされておりますので、また担当の方に聞いていただいて、よろしく粹にご判断をいただけたらな。とこんなふうに思います。よろしく願いを申し上げたいと思います。それでは、今日は以上でございます。どうも長時間ありがとうございました。今後よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

平成 15 年 11 月 4 日

署名委員 1号委員 一志町長

前 山 禮 三 印

2号委員 津市議会議長

田 村 宗 博 印

3号委員 久居商工会議所女性部会長

織 田 深 雪 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。